

第90号議案

長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部改正について

長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年12月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院勧告に準じた職員給与の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と</u>、給与条例第15条の8第1項及び第2項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の170」と、給与条例第15条の8第1項及び第2項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円

5	634,000円
6	740,000円

第2条 長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表の特定任期付職員給料表を適用する。	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表の特定任期付職員給料表を適用する。
2・3 【略】 【削る】	2・3 【略】
<u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u>	<u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u>
(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第7条 長岡京市職員給与に関する条例 (昭和26年長岡京市条例第11号。以下「給与条例」という。) 第3条から第4条まで、第7条から第9条まで <u>及び第9条の3</u> の規定は、特定任期付職員には、適用しない。	<u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第7条 長岡京市職員給与に関する条例 (昭和26年長岡京市条例第11号。以下「給与条例」という。) 第3条から第4条まで、第7条から第9条まで、 <u>第9条の3及び第15条の7</u> の規定は、特定任期付職員には、適用しない。
2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項、 <u>第15条の7第2項</u> 並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の	2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の

改正後	改正前
給与条例第15条の4第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例第15条の7第2項中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」と、給与条例第15条の8第1項及び第2項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	4第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」と、給与条例第15条の8第1項及び第2項中「規則で定める職員及び長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。